

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

第1条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号））

改正案	現行
<p>（期末手当） 第6条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の145.5、<u>12月に支給する場合においては100分の165.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表〔略〕 3・4〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第6条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の145.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表〔略〕 3・4〔略〕</p>

第2条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）

改正案	第1条による改正後
<p>（期末手当） 第6条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の155.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）</p>	<p>〔同左〕 第6条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給場合においては100分の145.5、12月に支給する場合においては<u>100分の165.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内</p>

におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表〔略〕

3・4〔略〕

(基準日が12月1日であるときは、6月以内)におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表〔略〕

3・4〔略〕

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。